

「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」 設置要領

（設置）

第1条 札幌市（以下「市」という。）は、「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 連絡会議は、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及に向け、冬季競技団体等が意見交換及び連絡調整などを行う。

（事業）

第3条 連絡会議では、次の活動を進める。

- （1） 冬季国際大会の誘致
- （2） 冬季競技の普及・振興
- （3） アスリートの発掘・育成
- （4） その他、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及

（委員）

第4条 連絡会議は、別表に定める職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、必要に応じ、有識者や市関係職員等の出席を求めることができる。

（役員）

第5条 連絡会議には次に示す役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 3名以内

- 2 会長は委員による互選により決定する。

- 3 副会長は会長が指名する。

（開催）

第6条 連絡会議の開催は、会長が決定する。

（事務局）

第7条 連絡会議の事務局は、北海道環境生活部スポーツ局及び札幌市スポーツ局スポーツ部内に置く。

（部会）

第8条 連絡会議は、第3条に定める事業を円滑に進めるため、必要な部会を設置するこ

とができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

(附則)

この要領は、平成28年6月8日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年10月23日から施行する。

(附則)

この要領は、令和8年7月8日から施行する。